

## 社会福祉法人新生福祉会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬総額及び役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めるものとする。

### (役員等の報酬総額)

第2条 定款第22条に定める役員等の報酬総額は、定款第8条で定める評議員の各年度の総額を超えない範囲とする。

### (報酬の支給)

第3条 報酬は、役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときに限り、次の各号に定める日額を支給する。

- (1) 理事 10,000円
- (2) 監事 10,000円
- (3) 評議員 10,000円

### (報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給に時期は、会議に出席及びその他法人業務に従事した都度、支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。